

門川町新庁舎建設基本構想



門 川 町
平成 29 年 7 月

目 次

ページ

はじめに	1
1 新庁舎建設の必要性	2
2 新庁舎建設の基本的な考え方	4
3 庁舎の位置及び敷地	6
4 庁舎の規模等	8
5 建設費用及び財源等	10
6 事業者選定の考え方	12
7 事業スケジュール	13
8 おわりに	13
9 資料編	14

○はじめに

現在の本庁舎は、昭和 43年に建設され建築後約50年が経過する中で、行政需要の多様化等に伴う、庁舎の狭隘化や窓口の分散化が進むとともに、老朽化に伴う維持管理費の増大も課題となっています。

特に、近年の東日本大震災、熊本地震では、多くの市町村庁舎が壊滅的な被害を受け、それが、まち全体の復旧・復興への大きな妨げとなるなど、防災拠点施設としての市町村庁舎の重要性が再認識されたところです。門川町役場も平成 15年度に耐震補強工事等を施工しているものの、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震における津波想定では、約2~5mの高さの津波浸水も想定されていることから、防災拠点施設としての機能が危惧されています。

これらのことから、平成 25年度に町職員を構成員とする「庁舎改築等内部検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、現庁舎が抱える様々な問題をはじめ、防災拠点施設や住民の利便性等について検討するとともに、平成 27年度からは、

「門川町公共施設等総合管理計画等策定委員会」において把握した、本町が保有する公共施設全体の基礎データとあわせて調査・研究を行ってきました。その中で、「第5次 門川町長期総合計画」に基づき、事業の優先順位など「選択と集中」への取り組みを積極的に図り、基金の設立等財源の確保を十分に調査・研究するとともに、国や県等の制度活用を視野に入れ、効率的・計画的に実施できるよう同プロジェクトチームでの約3年にわたる検討を経て、平成 29年3月に「門川町新庁舎建設基本構想（素案）」をとりまとめました。

新庁舎建設の財源等については、緊急防災・減災事業債の活用が最も有利であると結論づけており、この活用期限は平成 32年度までとなっています。

今後は、本構想に掲げる、新庁舎の建設に向けた基本的な方針や考え方に基づき基本計画の策定、基本設計へと進めていきますが、今後とも町民の皆様方からのご意見、ご提言等をお聴きしながら、進めていく所存ですので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

1 新庁舎建設の必要性

現在の本庁舎は、敷地面積8,061.21m²(現在の本庁舎の敷地)、延べ床面積3,939.8m²(本館・西別館・南別館)で、昭和43年に建設され、現在約50年が経過しており(※一部除く)、行政需要の多様化等に伴う、庁舎の狭隘化や窓口の分散化が進むとともに、老朽化に伴う維持管理費の増大も課題となっています。併せて、耐震性の面からは、平成15年度に耐震補強工事等を施工しているものの、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震における津波浸水も想定されていることから、防災拠点施設としての機能が危惧されています。

のことから、現庁舎が抱える様々な問題を整理すると概ね次のとおりです。

(1) 防災拠点施設としての重要性

平成23年3月に発生した東日本大震災で、多くの庁舎が壊滅的な被害を受けたことから、庁舎の耐震や行政・防災拠点としての機能を維持することの重要性を再認識し、庁内でプロジェクトチーム等を立ち上げ、本庁舎の整備計画等について検討を行ってきました。

そのような中、平成28年4月に発生した熊本地震でも市町村庁舎の壊滅的な被害により、各地から寄せられる救援物資の受け入れや住民への提供、罹災証明書の発行など、住民生活やまち全体の復旧・復興に大きな影響を与えた。

このように本庁舎は、災害発生時の対策本部としての機能はもとより、被災後の住民生活やまち全体の復旧・復興に欠かせない行政情報等の維持・確保といった重要な役割を担っています。

しかしながら、本町の庁舎は、建設から約50年が経過し、老朽化と併せ耐震性にも大きな課題を抱えています。平成14年度に実施した耐震診断においては、耐震性の脆弱性が指摘され、平成15年度には耐震補強工事を施工しており、「震度6強程度の地震動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低い」との診断結果が出ていましたが、耐震補強工事後、既に約14年が経過していますので、経年劣化により状況は更に悪化していると予想されます。また、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震における津波想定では、約2~5mの高さの津波浸水も想定されていることから、防災拠点施設としての機能が危惧されています。

(2) 町民の利便性と町民サービス上の課題

現在の本庁舎は、昭和 43年に建設され、約50年が経過する中で、行政需要の多様化等に伴い、庁舎の狭隘化が進んでいます。

この課題に対応するため別館等の増改築・購入等を行ってきましたが、窓口が分散して分かり辛く、利用者の利便性や、町民サービス上の面からの新たな課題が発生しました。

また、住民サービスの向上を含め将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更等にも対応できる庁舎（オープンフロア化）とともに、個人情報の保護等セキュリティ面を配慮したＩＣＴ化等への対応も課題の一つです。

更に、高齢者や障がいのある方に配慮したバリアフリー対策が十分とはいえないため、車いすや介添えが必要な方の利用に支障が出ています。

(3) 設備の老朽化と環境対策

庁舎の老朽化に伴い、冷暖房・給排水等設備の維持、雨漏り対策及び照度の確保に限界があるとともに、経済効率性に欠け、維持修繕費が年々増加する等の問題を抱えています。

また、環境への配慮は、自治体としても率先して取り組むべき事項であり、省エネルギー・省資源に配慮した環境にやさしい庁舎等への取り組みも課題となっています。これらの取り組みは、環境への効果だけでなく、庁舎の維持管理費を低減し、財政的な負担を抑えることにもつながります。

(4) 財政的なタイミング

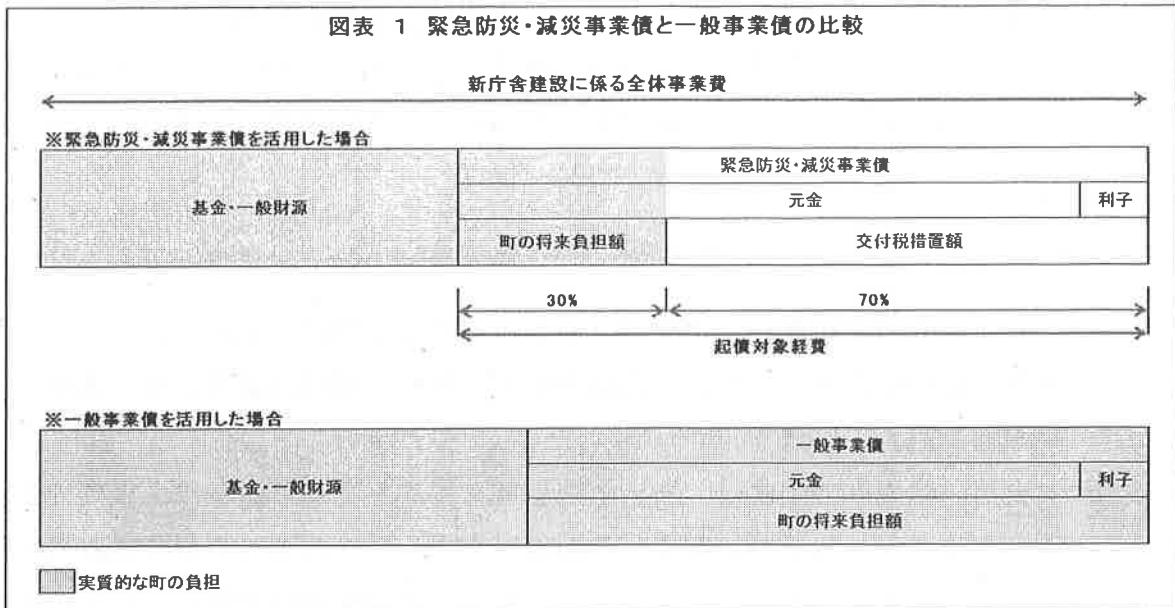
庁舎の整備に対する国・県からの助成は無いため、新庁舎建設の事業費は、町の貯金である基金の取り崩しと、町の借金である町債で賄わなければなりません。

庁舎整備の財源として想定されるのが、緊急防災・減災事業債です。当事業債は、津波浸水想定区域にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公用施設の移転が条件の町債（借金）で、後年度に返済する元金と利子の70%が国から地方交付税として措置される有利な町債（借金）です。

図表1に示すとおり、緊急防災・減災事業債を活用した場合と、通常の一般

単独事業債（充当率70%、交付税措置なし）を活用した場合では町の実質的な負担額に大きな差が生じます。当事業債の活用できる期間は、平成28年度までとなっていましたが、平成28年12月に示された「地方財政計画」により、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度までの4年間延長され、活用が可能となりました。（県内の多くの自治体は、合併特例債（充当率95%、交付税措置70%）を活用しています。）厳しい財政状況の中、庁舎建設に係る事業費の全てを町の財源だけで賄うことは困難であり、財政的なタイミングからみても緊急防災・減災事業債が活用できる期間内に事業を完了することが必要です。

図表 1 緊急防災・減災事業債と一般事業債の比較



以上のような様々な問題を克服するためにも町民の重要な共通財産である新庁舎建設が必要です。特に耐震性等の問題については、先般の東日本大震災、直近の熊本地震、さらに将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震等を考えると早急な対応が必要であり、一刻の猶予もない状況です。

2 新庁舎建設の基本的な考え方

庁舎建設は、施設建設の観点のみならず、町民と行政の協働など町民・議会・行政の関係のあり方、さらには市街地の形成など将来に大きな影響をもたらす重要な事業です。したがって、行政経営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、計画内容を固めていく必要があります。そこで、町政の根幹となる第5次門川町長期総合計画等の諸構想・計画を踏まえて、新庁舎建設の基本的な考え方を以下のように設定しました。

(1) ユニバーサルデザインに配慮した庁舎

これからの中の庁舎は、申請・相談等の行政手続きの場に限らず、まちづくりの中心施設として、さらに、町民の町政参画を促進する情報の発信・提供の場の観点も重要であり、町民と行政のコミュニケーションが円滑に図られるよう配慮し、町民に開かれた町民のための庁舎とします。

また、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン（障がいのある方、高齢者等の区分なしにすべての人にとって使いやすいようにデザインされたもの）に配慮した庁舎づくりを行います。

(2) 行政経営の効率化につながる庁舎

来庁者にとって、誰もがわかりやすく利用しやすい施設であるとともに、職員にとって、仕事への意欲と創造力が高められ、かつ効率的に事務が遂行できる職場環境である必要があります。

そのため、住民サービスの向上を含め将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更等にも柔軟に対応できる庁舎(オープンフロア化)とするとともに、個人情報の保護等セキュリティ面を配慮したＩＣＴ化等への対応も重視した庁舎とします。

(3) 町民の安全を守る防災拠点としての庁舎

本庁舎は、大規模災害の発生時には災害対策本部として救助や復旧等に向けた指揮、情報の収集・伝達等防災活動の中枢としての機能を担うことになります。そのため、免震構造などの高度な耐震性能、防火性能を備え、防災・災害復旧拠点施設として、町民の安全・安心を守る役割を十分果たせる庁舎とします。

(4) 議会活動を推進する場

議会活動のあり方は、これまで以上に政策形成の場としても重要であり、町民に開かれ、円滑にその活動が実施できるよう、次の点などに配慮した施設を検討します。

- ・議決機関としての独自性を確保できる施設
- ・審議・調査等が円滑に行える施設
- ・本会議や委員会等が容易に傍聴できる施設

(5) 無駄を省いた経済的な庁舎

財政状況が厳しさを増す中、自主財源の乏しい財政基盤においての庁舎建設は、慎重な財政計画のもとで、少しでも有利な財源を活用し、建設等のコストを十分認識しながら進めていく必要があります。

したがって、華美な要素を極力抑制し、組織改編等に対するフレキシビリティ（用途、間仕切り、内装において可変性を持たせ柔軟に対応すること）、機能性、効率性を重視するとともに、長期的な維持管理費の低減、省エネルギー対策、地球環境に配慮した庁舎とします。

3 庁舎の位置及び敷地

(1) 位置

庁舎の位置の決定は、本町のまちづくりを考える上で非常に重要な施設であり、災害時には災害活動の中核管理機能を果たす防災拠点施設としての重要な役割を担う必要性があることから、その位置については慎重な検討が必要となります。

また、地方自治法第4条にも「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

よって、庁舎の位置については、町民アンケート調査結果や現在の位置と高台への移転した場合とを7ページ比較表の項目に沿って検討した結果、地震による津波から被害を避けられる高台への移転が望ましいと考えます。併せて、災害時に防災拠点施設としての機能を十分に果たす必要があります。

このようなことを踏まえ、これまでの「新庁舎建設町民審議会からの提言」、「新庁舎建設検討委員会の意見」、「町民アンケート調査結果」、「住民説明会及びパブリックコメントでの意見」などを総合的に判断した結果、中心市街地との連携が図れ、将来の町民の負担及び造成費や建設費等を抑えることができ、限られた事業スケジュール内での庁舎建設に適応できる「門川町平城東1番1号」（平城近隣公園）を新庁舎の位置とします。

併せて、アクセス道路等の整備については、今後、国の補助事業等を活用し、協議・検討をすることとします。

庁舎の位置の比較

項目	現在の位置	民有地の高台へ移転 (例として平城近隣公園の場合)	町有地の高台へ移転 (例として平城近隣公園の場合)
用地費	発生しない。	用地買収費が必要になる。	発生しない。
造成費	津波浸水区域のため、高台を築く必要があり多額の整備が必要になる。	平地にするための造成費が必要になる。 また、造成工事の期間も要する。	費用と工事の期間が抑制できる。
建設費等	仮庁舎の建設費が必要になり、多額の整備が必要になる。	仮庁舎の建設費用が不要になる。	仮庁舎の建設費用が不要になる。
メリット	◎交通の利便性がよい。	◎津波被害を避けることができる。	◎津波被害を避けることができる。 ◎現庁舎から近いため、中心市街地との連携を図ることができる。
デメリット	●仮庁舎の建設場所の確保が必要になる。 ●現庁舎から仮庁舎への移設費用等が掛かる。 ●駐車場の台数確保が困難である。 ●津波浸水後、数日間において復旧活動に支障が生じる。	●まちづくりの観点から中心市街地との連携を図る必要がある。 ●アクセス道路等の整備が必要となる。	●アクセス道路等の整備が必要となる。

(2) 敷地

新庁舎の敷地については、庁舎規模や駐車場等を考慮し、現庁舎の敷地面積である8,061.2m²と同程度又は同等以上の有効面積を有する敷地とします。

4 庁舎の規模等

(1) 規模算定の前提

庁舎建設費用の財源については、緊急防災・減災事業債を活用することから、地方債を管轄する総務省では、地方債同意等基準運用要綱により標準的な面積の基準を定めていますので、この基準を参考に算定します。

(2) 規模

【平成28年度 地方債同意等基準運用要綱】

平成28年度 地方債同意等基準運用要綱では、「防災対策事業」における庁舎移転に関する面積要件として「入居職員数×職員一人当たり面積（35.3m²）と移転前面積を比較して大きい方」と規定されており、これに町の入居職員数を当てはめると次のとおり算定されます。

区分	人 数
入居職員数	144人

※入居職員数は、運用要綱上、地方公共団体定員管理調査（第1表～第3表）の対象となっている職員数（公営企業会計に属する職員数は除く）となります。（平成28年4月1日時点）

$$\begin{array}{l} \text{※面 積 入居職員数} \times \text{職員一人当たり面積 (35.3m}^2 \\ 144 \text{ 人} \times 35.3 \text{ m}^2 = 5,083.2 \text{ m}^2 \end{array}$$

(参考)

【平成22年度 地方債同意等基準運用要綱】

平成22年度 地方債同意等基準運用要綱では、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものとなっていますが、標準面積には、防災機能、福利厚生等や町民交流のための面積が含まれてないため、個別に積算し加算します。

（※平成22年度 地方債同意等基準運用要綱は、平成23年度に廃止されておりますが、近年の他市町村の庁舎新設時の規模算定にも使用している為、参考とします。）

平成22年度 地方債同意等基準運用要綱 規模算定表

区分	積 算				面積(m ²)	
	役職	職員数	換算率	換算職員数		
(ア)事務室	特別職	3	12	36	1,155.2	
	課長	13	2.5	32.5		
	補佐、係長級	42	1.8	75.6		
	一般職員(事務)	64	1	64		
	一般職員(技師)	8	1.7	13.6		
	臨時職員等	35	1	35		
	計	165		256.7		
面積計算		換算職員数256.7 × 基準面積4.5m ²				
(イ)倉庫	(ア)事務室面積:1155.2m ² × 13 %				150.2	
(ウ)会議室等	職員数165人 × 7 m ²				1,155.0	
(エ)玄関・廊下等	(ア)～(ウ)の合計面積:上記合計面積 × 40 %				984.1	
(オ)議会	議員数 14人 × 35m ²				490.0	
標準面積の合計					3,934.5	
その他 必要なスペース	災害対策室、備蓄倉庫、書庫(保存文書)、個別相談室				1,000.0	
	休憩室、サーバー室、機械室、電気室、自家発電機室、避難スペース					
	町民交流スペース、その他必要なスペース分への通路					
合計					4,934.5	

平成28年度運用要綱では、5,083.2m²と算定され、これは現庁舎面積の1.29倍の大きさになります。また、より詳細な算定根拠が規定されていた平成22年度運用要綱の基準による算定方法でも、4,934.5m²と算定され現庁舎面積の1.25倍の大きさとなります。

以上のことから、新庁舎延べ床面積を約5,000m²と想定します。

(3) 駐車場等

駐車場等については、現在各種会議・検診時など、来庁者が集中する時期や時間帯に駐車スペースが不足しています。

今後、来庁者の自動車や自転車等の利用状況を踏まえ、適正な駐車台数を想定した上で、限られた区域を有効に活用し必要なスペースの確保に努めます。

5 建設費用及び財源等

新庁舎を建設するに当たって必要となる費用と財源については、次のように想定しています。なお、建設費は概算であり、基本計画・基本設計・実施設計等で詳細を決定するため変動します。

(1) 建設費用（概算）

新庁舎の建設に要する経費については、約 23億8千万円と想定しています。

この金額は、近年新庁舎建設が進められている他市町村の事例を参考に免震構造を前提に概算で算出したものであり、財政事情を考慮し、可能な限り節減に努めています。

区分	概算事業費（万円）
新庁舎建設本体工事等	238,000
附帯工事等	47,300
各種委託料等	14,700
総事業費合計	300,000
（うち緊急防災・減災事業債 対象事業費）	（183,000）

※上記には、備品類の購入費、電話・LAN等移設費、移転費・交通網基盤整備等は含まれていません。

(2) 財源

新庁舎建設事業の財源は、主に緊急防災・減災事業債（町債）※1と基金※2を活用することとします。

一般的に庁舎建設については、国や県からの補助金や交付税措置※3のある有利な町債（借金）はありません。しかしながら、緊急防災・減災事業債は、津波浸水想定区域にあり地域防災計画上津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公用施設の移転が条件の町債（借金）で、対象事業費の100%に財源として充てができる上、後年度に返済する元金と利子の70%が国から地方交付税として措置されます。

なお、緊急防災・減災事業債においても後年度に負担を伴うことになりますので、より一層の行政改革推進を図り、できるだけ財政に負担をかけないよう努力していく必要があります。

※1 町債とは、町が国や金融機関から借り入れる借金のこと

※2 基金とは、急のお金が必要になった時のために町がしている貯金

※3 交付税措置とは、町が国の基準に合う事業について、町債を借りた場合に返済額に対して国が地方交付税として一定割合を交付するもの

・財源の内訳

緊急防災・減災事業債（限度額：183,000万円）を活用した場合 (単位：万円)

区分	事業費	備考
緊急防災・減災事業債	183,000	総事業費のうち、緊急防災・減災事業債の対象限度額 (144名 × 35.3m ² /名 × 361,000円/m ²)
基金・一般財源	117,000	総事業費から緊急防災・減災事業債を除いた額
総事業費合計額	300,000	

・町の実質負担額・返済額の比較

緊急防災・減災事業債と一般事業債をそれぞれ活用した場合

		緊急防災・減災事業債 (地方交付税措置あり)	一般事業債 (地方交付税措置なし)
総事業費合計額		300,000万円	300,000万円
実質負担額	町債借入額 A	183,000万円	164,000万円
	元金・利子返済額 B (A+利子) (償還期間30年)	201,000万円 (利子: 18,000万円)	180,000万円 (利子: 16,000万円)
	基金・一般財源額 C	117,000万円 (基金: 115,000万円)	136,000万円 (基金: 133,000万円)
	建設費用 D (B+C)	318,000万円	316,000万円
	交付税措置額 E	140,000万円 (Bの70%分)	0円 (交付税措置がない為)
	町の実質負担合計 F (D-E)	178,000万円	316,000万円
将来の返済額の内	将来返済額 G (F-C) (30年均等払い)	61,000万円	180,000万円
	単年当りの返済額 (G/30年)	2,000万円	6,000万円

※建設費用の実質負担の差額と返済額のまとめ

緊急防災・減災事業債では、元金・利子返済額の内、70%が地方交付税として交付されることから、一般事業債と比較すると13億8千万円の負担軽減を図ることができます。

$$178,000\text{万円} - 316,000\text{万円} = \underline{\Delta 138,000\text{万円}}$$

(緊急防災・減災事業債) (一般事業債)

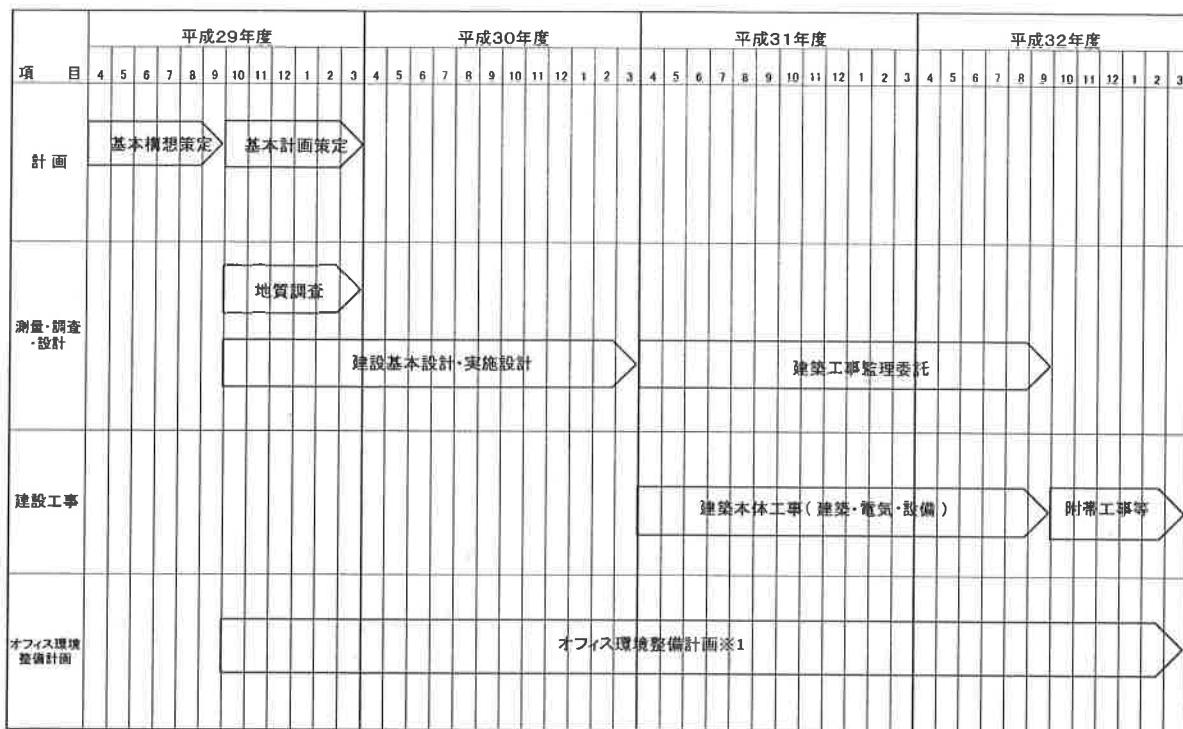
6 事業者選定の考え方

新庁舎の建設は、本町のまちづくりを考えるうえで非常に重要な大事業であることはもとより、町民をはじめ町の外部からも特に注目されていることを踏まえ、事業者の選定については、公平性、透明性、客観性が確保される最善の方法をとらなければならないと考えています。

新庁舎建設の基本計画の策定、設計や施工等に当たっての事業者の選定については、公平な審査基準に従い選定過程の透明性を図ります。特に、基本計画・基本設計・実施設計についてはその連動性に特に配慮し、相互が一体となって効率的に機能し相乗的な効果が発揮できるよう、豊富な経験、高度な技術力、最適な創造力などを持つ事業者を採用できる手法を検討します。なお、新庁舎建設に伴う地元経済への波及効果を推進する方策についても、事業者選定手法の検討の中で考慮することとします。

7 事業スケジュール

建設スケジュールについては、緊急防災・減災事業債の活用を前提に平成32年度の建設工事完了を目指します。



※1 オフィス環境整備計画とは、来庁者及び職員等にとって、快適で機能的なオフィス環境を整備するための計画です。この計画では、現庁舎で使用している備品等を調査し、再利用できる物の判断や、来庁者の方にとって分かりやすい様に、課の名前や窓口番号の表示方法を検討します。

8 おわりに

新庁舎建設基本構想の策定にあたって町議会・新庁舎建設町民審議会をはじめ町民の皆様から頂いたご意見については、今後、庁舎建設の基本事項となる基本計画の策定等の中で、十分に検討していきます。

今後とも、町民の皆様方からのご意見、ご提言等を聴きながら進めていくとともに、庁舎建設に対する町民の皆様との更なる合意形成に努めています。

門川町新庁舎建設基本構想

資料編

資料 1 門川町新庁舎建設基本構想についての答申書	15
(門川町新庁舎建設町民審議会からの提言)	
資料 2 門川町新庁舎建設に関するアンケート調査結果	18
資料 3 新庁舎建設に係る組織体制図	27
資料 4 門川町新庁舎建設町民審議会設置要綱及び名簿	28
資料 5 門川町新庁舎建設検討委員会設置規定及び名簿	31
資料 6 門川町新庁舎建設基本構想策定経過	35

答申書

平成29年7月19日

門川町長 安田 修 殿

門川町新庁舎建設町民審議会

会長 猪倉 照央



門川町新庁舎建設基本構想の答申について

平成29年4月20日付け、門発10-4号により諮問のありました門川町新庁舎建設基本構想については、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

1. 門川町新庁舎建設基本構想（案）

2. 門川町新庁舎建設基本構想についての提言

門川町新庁舎建設基本構想についての提言

1 新庁舎建設の必要性について

町の庁舎は、建設されてから約50年が経過しており、老朽化が進んでいる状況であります。平成15年度には、耐震補強を施工しているが、大地震等の災害に対応できる安全な庁舎とは言えない状況です。財政的なタイミングからしても、町民の負担を軽減できる緊急防災・減災事業債を活用し、防災拠点施設として庁舎の建て替えをお願いします。

2 新庁舎建設の基本的な考え方について

これからの中長期計画では、町民に開かれた庁舎としていただき、誰もがわかりやすく利用しやすい施設であることを考慮していただくようお願いします。なお、厳しい財政状況であるため建設等のコストを十分に認識していただき、文化的要素も取り入れながら計画的な事業の進捗を図っていただくようお願いします。

3 庁舎の位置及び敷地について

庁舎の位置については、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による津波被害を避けられ、防災拠点施設としての機能が果たせる高台への建て替えを求める意見が町民からも出されたところです。庁舎の位置については、下記の項目について総合的かつ慎重に検討を行っていただくようお願いします。

- ・町民や町外からの来庁者の利便性を考慮した上で、中心市街地との連携を図ることのできる位置
- ・庁舎規模や駐車場等を考慮すると現在の敷地面積と同程度の規模を有する敷地
- ・町民の財政負担の軽減を考えると、用地費や造成費、建設費等を必要最低限に出来る町有地
- ・緊急防災・減災事業債を活用することで、4年間という限られた事業スケジュール内に庁舎を建設するために、造成等に期間を有しない場所

4 庁舎の規模等について

庁舎の規模については、基本的な機能のほか、防災拠点機能や町民利用機能などを考慮して、必要な機能を持つつも、組織改編等に対する自由度の高さや各諸室の適正なスペースを確保し、事務の効率性を重視するとともに、維持管理等が容易に行える、効率的かつ経済的で適正な規模の庁舎を建設していただきたい。

また、駐車スペースにつきましては、来庁者が集中する時期にも対応できるように台数の確保を図っていただきますようお願いします。

5 建設費用及び財源等について

財政状況が厳しいことから、慎重な財政計画のもとで、建設や維持管理のコストを十分認識しながら進めていただきたい。

そのため、財政に与える影響をできるだけ抑え、決して過剰な投資とならないよう、長期にわたり庁舎としての機能を維持していくことで、施設の長寿命化を行い、緊急防災・減災事業債を活用し、町民の負担軽減を図っていただきますようお願いします。

6 事業者選定の考え方について

新庁舎の建設は、重要な大事業であるため事業者の選定については、公平性、透明性、客観性に配慮し、最善の方法を検討する必要があります。

また、事業者については、豊富な経験、高度な技術力を持つ事業者が採用できる手法とし、地元業者の育成にも努めていただきますようお願いします。

7 事業スケジュールについて

建設に係る財源として緊急防災・減災事業債を活用することを前提として、活用期限である平成32年度までに庁舎建設の完成をお願いしたい。

また、今後の事業推進にあたっては、町民との情報の共有を図っていただき幅広く町民の意見を取り入れながら進めていただきますようお願いします。

門川町新庁舎建設に関するアンケート調査結果

現在の役場庁舎は、昭和 43 年に建築された建造物で建築後約 50 年が経過する中で、行政需要の多様化等に伴い、窓口の分散化や地震対策の面など様々な課題が挙げられます。

門川町役場も平成 15 年度に耐震補強工事を施工しているものの、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震における津波想定では、約 2~5m の高さの津波浸水も想定されていることから、防災拠点施設としての機能が危惧されており、「新庁舎建設」については、町政の重要な課題と考え、災害時に町民の命と財産を守り、災害活動時の中枢管理機能を果たす防災拠点施設としての新庁舎建設に向けた取り組みを進めており、その参考とするため、町民アンケート調査を実施しました。

なお、アンケート実施に当たっては、町民の皆さんに出来る限り多くの情報を提供するため、役場庁舎の現状と課題とこれまでの検討状況を取りまとめた資料を同封するなど情報の共有化に努めました。

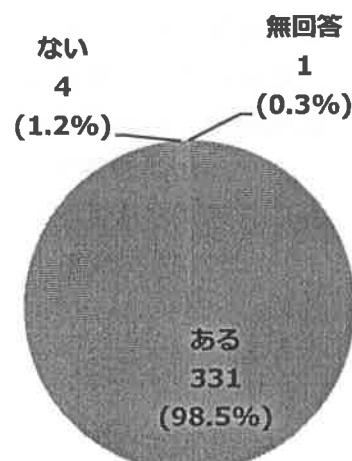
■調査の概要

- 調査対象：門川町内に在住する 18 歳以上の男女 1,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出
- 調査方法：アンケート用紙を対象者に郵送し返信用封筒により回収
- 回収数： 336 件（回収率：33.6%）
- 調査期間：平成 29 年 4 月 7 日（金）～平成 29 年 4 月 21 日（金）

（1）役場利用の有無

これまで役場を訪れたことがありますかという問い合わせに対しては、98.5%の方が「ある」と回答しており、ほとんどの方がこれまで役場を利用されています。

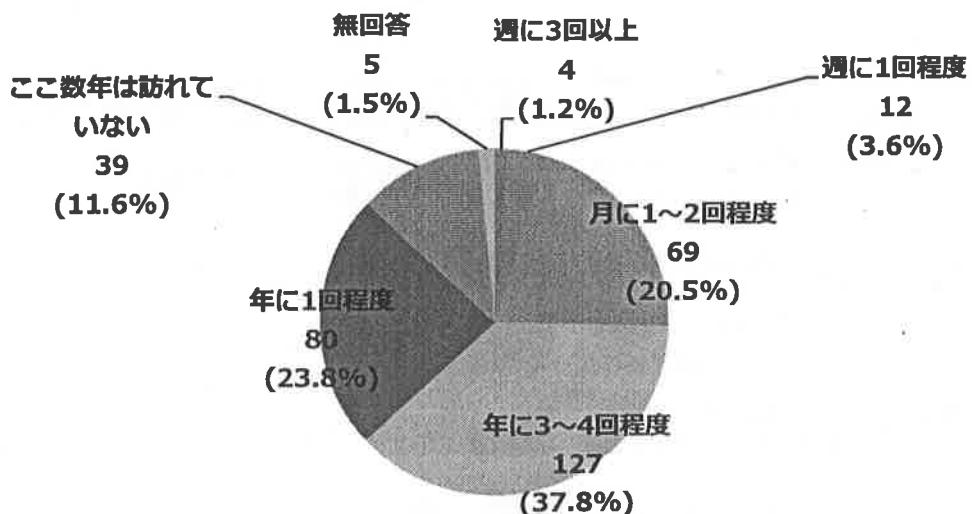
なお、役場の利用者の有無を回答者の属性で見ると、「年齢」では「29 歳以下」の方の利用率が低い傾向が見られました。



(2) 役場の利用頻度

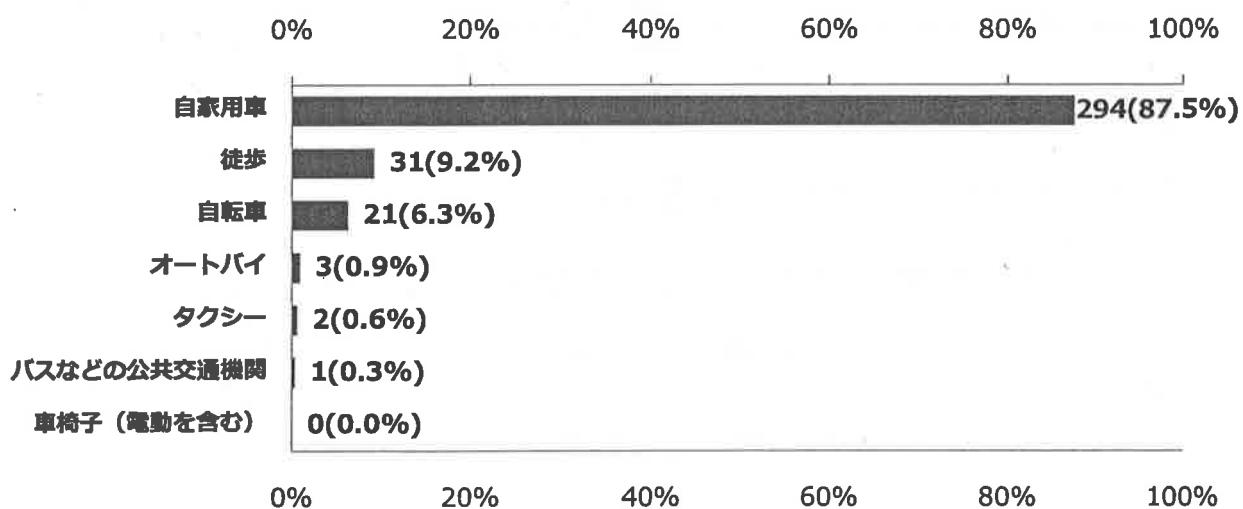
役場を訪れたことが「ある」と答えた方に、概ね 2 年以内の利用頻度を聞いたところ、「年に 3~4 回程度」が 37.8% と最も多く、次に「年に 1 回程度 (23.8%)」、「月に 1~2 回程度 (20.5%)」と続き、この 3 つの回答が全体の約 82% を占めています。

役場の利用頻度を回答者の属性でみると、「年齢」では、年齢が高くなるほど利用頻度が多くなる傾向が見られました。



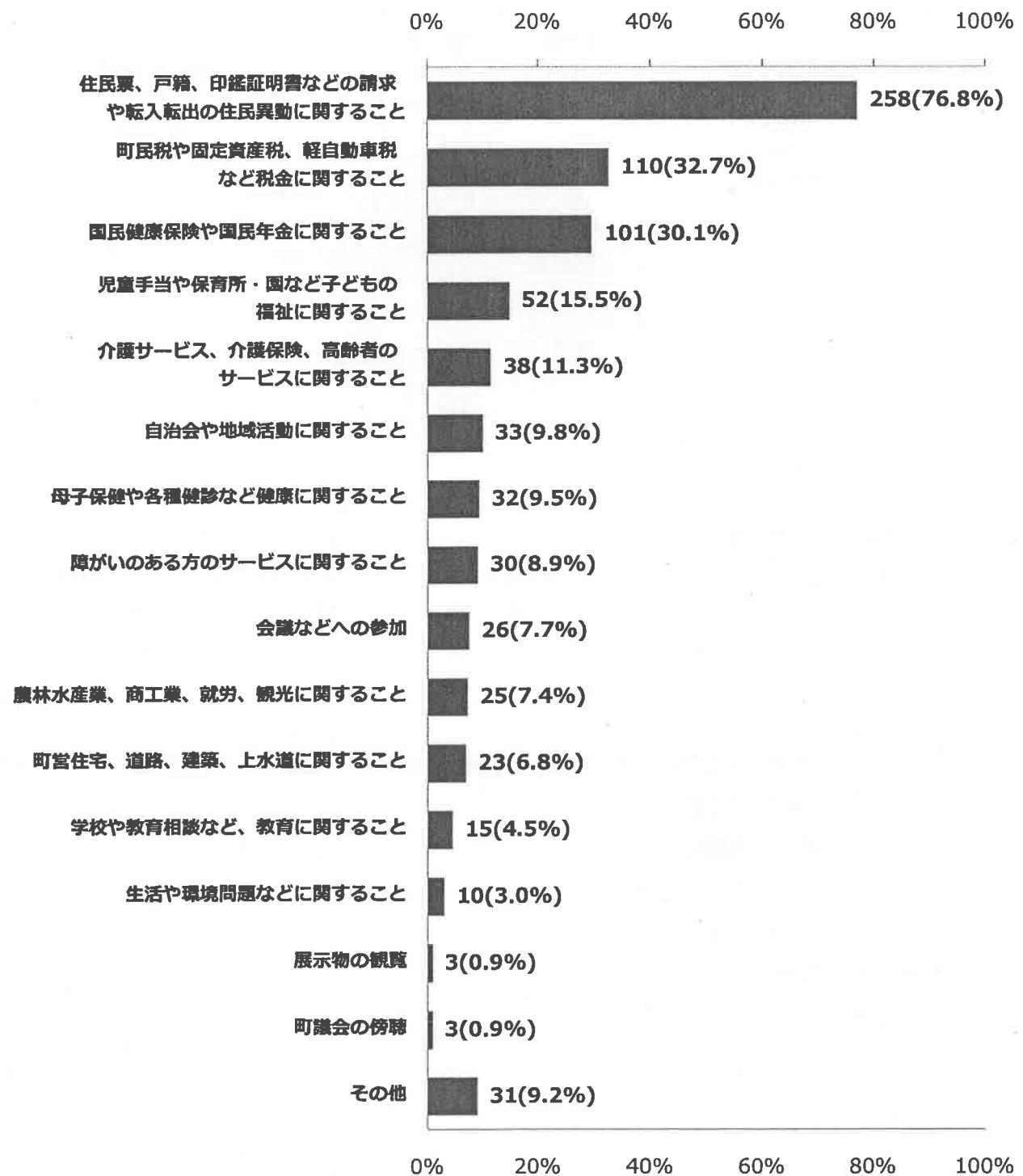
(3) 役場への交通手段

役場に訪問したことが「ある」と答えた方に、訪問の際の交通手段（該当するものすべてに回答）を聞いたところ「自家用車」が 87.5% と大半を占めており、次いで、「歩行 (9.2%)」、「自転車 (6.3%)」となっています。



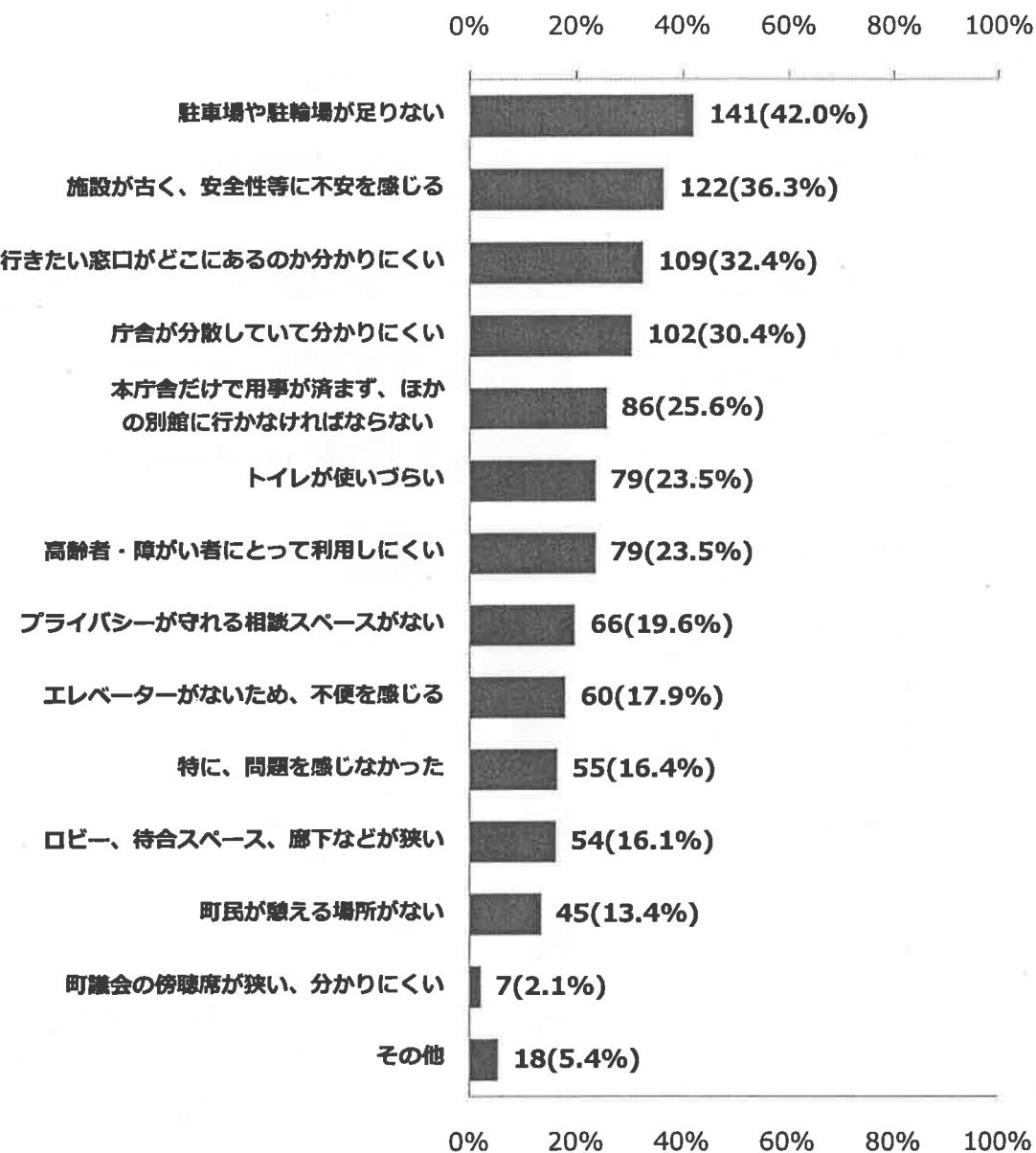
(4) 役場利用の用件

役場に訪問したことが「ある」と答えた方に、どのような用件で訪問されたか（該当するものすべてに回答）を聞いたところ、「住民票、戸籍、印鑑証明書などの請求や転入転出の住民異動に関するここと」が76.8%と最も多く、次いで「町民税や固定資産税、軽自動車税など税金に関するここと（32.7%）」「国民健康保険や国民年金に関するここと（30.1%）」となっています。「その他」としては、「選択肢以外の諸手続き（9件）」「選挙関係（8件）」などがありました。



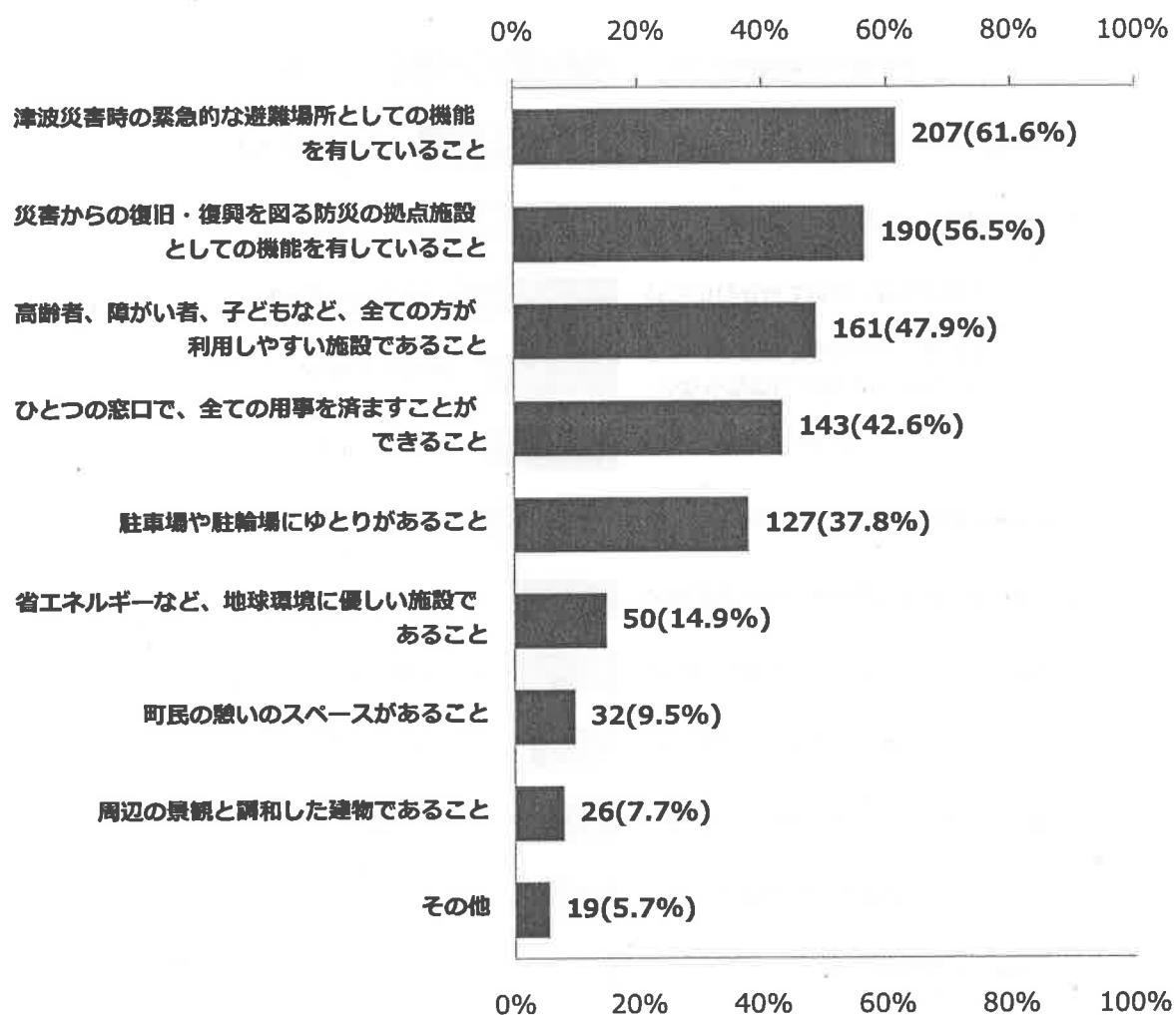
(5) 現在の役場に対する施設面、環境面での感想

役場に訪問したことが「ある」と答えた方に、現在の役場の施設面、環境面での感想（該当するものすべてに回答）を聞いたところ、「駐車場や駐輪場が足りない」が42.0%と最も多く、次いで「施設が古く、安全性等に不安を感じる（36.3%）」、「行きたい窓口がどこにあるのか分かりにくい（32.4%）」となっています。「その他」としては、「照明や雰囲気が暗い（10件）」「駐車場の区画が狭い（2件）」というものがありました。



(6) これからの役場に求めるもの

これからの役場に求めるもの（該当するもの3つまで回答）を聞いたところ、「津波災害時の緊急的な避難場所としての機能を有していること」が61.6%と最も多く、次いで「災害からの復旧・復興を図る防災の拠点施設としての機能を有していること（56.5%）」、「高齢者、障がい者、子どもなど、全ての方が利用しやすい施設であること（47.9%）」となっています。「その他」としては、「照明や雰囲気をもっと明るく（2件）」「窓口のワンストップ化（2件）」というものがありました。



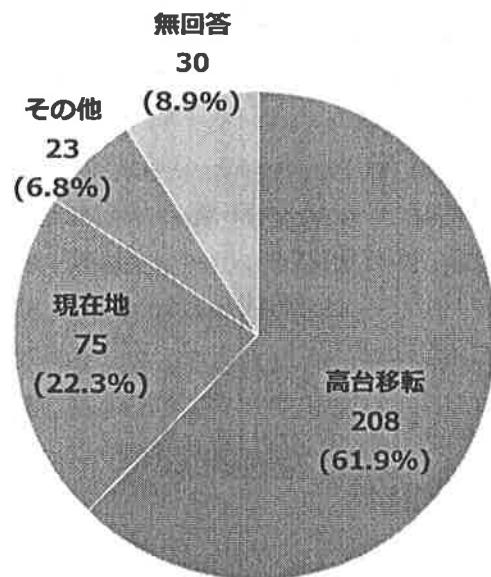
(7) 新庁舎建設の候補地について

新庁舎建設の候補地について（該当するもの 1 つ回答）聞いたところ、「津波浸水想定区域外への高台移転」が 61.9%、「現在地」が 22.3%、「その他」6.8%となりました。

その他の意見としては、下記のとおりです。

その他の意見

- ・高速道路とのアクセスを考慮した高台移転
- ・利便性を考慮した高台移転
- ・庁舎建設より先に津波避難用高台を作つてほしい



(7-1) 新庁舎建設候補地で回答した理由（抜粋）

○高台移転と回答した理由

- ・災害時に庁舎が被災していては、防災拠点として機能しない。
- ・庁舎が避難の目印になれば普段から防災意識が高まる。
- ・東日本大震災での津波や熊本地震を思い出すと町の中心である役場が機能できなくなると不安が高まる。

○現在地と回答した理由

- ・移転となると土地の買収に費用がかかるので現在地がよい。
- ・5~6階建てとして現在地に建設し、屋上を避難場所としてはどうか。
- ・高台移転の場所によるが、交通の便がいいところが望ましい。

(8) 役場庁舎についての自由意見

役場庁舎についての意見・提言を自由記載の形で伺いましたので、主なものをお示しします。

① 役場機能に対する意見

○機能的で町民が利用しやすい庁舎（30件）

○駐車場の確保・増大（14件）

○防災機能の充実（13件）

○町民が気軽に集える庁舎（7件）

○高齢者や障がいのある方への配慮（4件）

このほか「エレベーター、エスカレーターの設置（3件）」、「ヘリポートの設置（1件）」

などを求める意見がありました。

② 今後の進め方についての意見

庁舎整備の今後の進め方として、「庁舎内で仕事をされている職員の方の意見を充分に取り入れてほしい」、「町民の為の庁舎づくりをしてほしい」、「木材を取り入れた安らぎのある庁舎」という意見がありました。

③ 役場の場所について

「高齢者や障がいの方を考慮すべき（2件）」「海拔10m～25mくらいの高台に建設してほしい」という意見がある中で、「利便性を考えると現在の場所に建て替えて欲しい」という意見がありました。

④ 財政面での意見

財政面では、増税など町民負担に繋がらないようにしてほしいという意見が多くみられました。その他として、

○無駄の排除（必要最低限）

○建て替え費用を出来るだけ抑えて欲しい

○今の場所での建設を行い、税金を有効に使ってほしい
という意見もありました。

⑤ 庁舎内に関する意見

庁舎内に関する意見としては、「庁舎内が暗い（4件）」という意見が多く、その他としては、「窓口が分散しており、行き来が大変」、「役場玄関前の屋根が低く、車椅子に乗った方を迎えに行くのに不便である」といった意見も見られました。

⑥ 職員や窓口対応に対する意見

職員や窓口対応については、「職員の資質や窓口対応の向上を図って欲しい」という意見（現状が悪いという意見9件）が多くみられました。

⑦ その他の意見

その他の意見としては、

○プライバシー保護の徹底

○他県から見学者が来られるくらいの立派な庁舎を作つて欲しい

○町民への配布物の文字が小さい

○緊急時以外でサイレンを鳴らすのはやめて欲しい

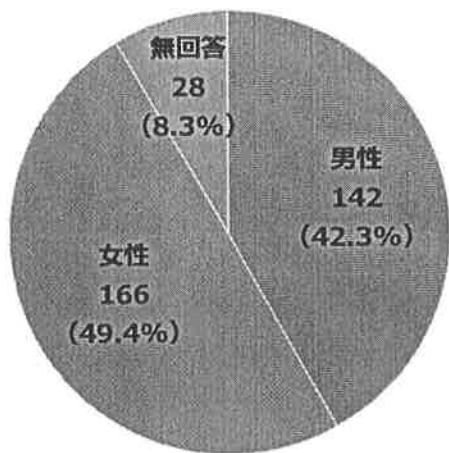
○各窓口の案内を明確化（分かりやすいサイン表示方法の検討）

○豪華でなくて、愛着の湧く庁舎

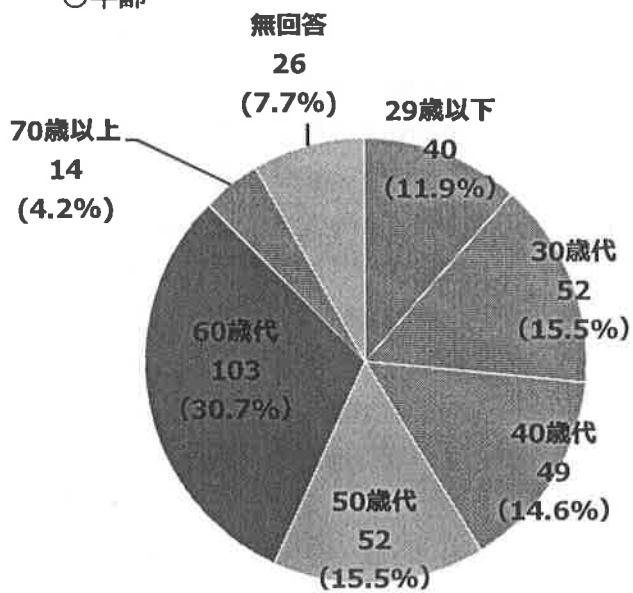
というような意見がありました。

(9) 回答者の属性

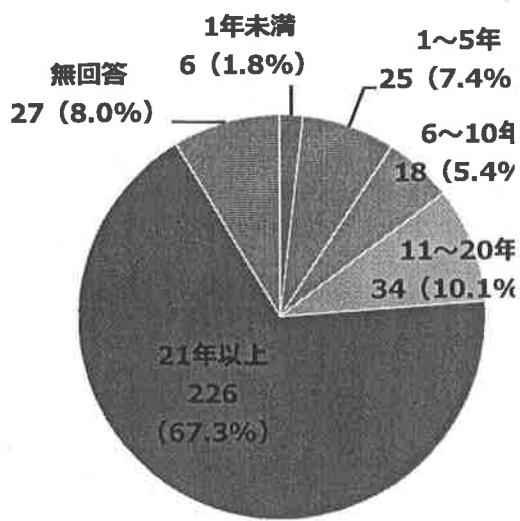
○性別



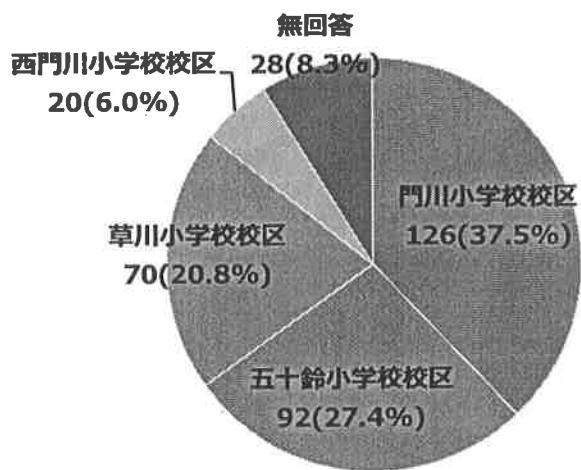
○年齢



○居住年数

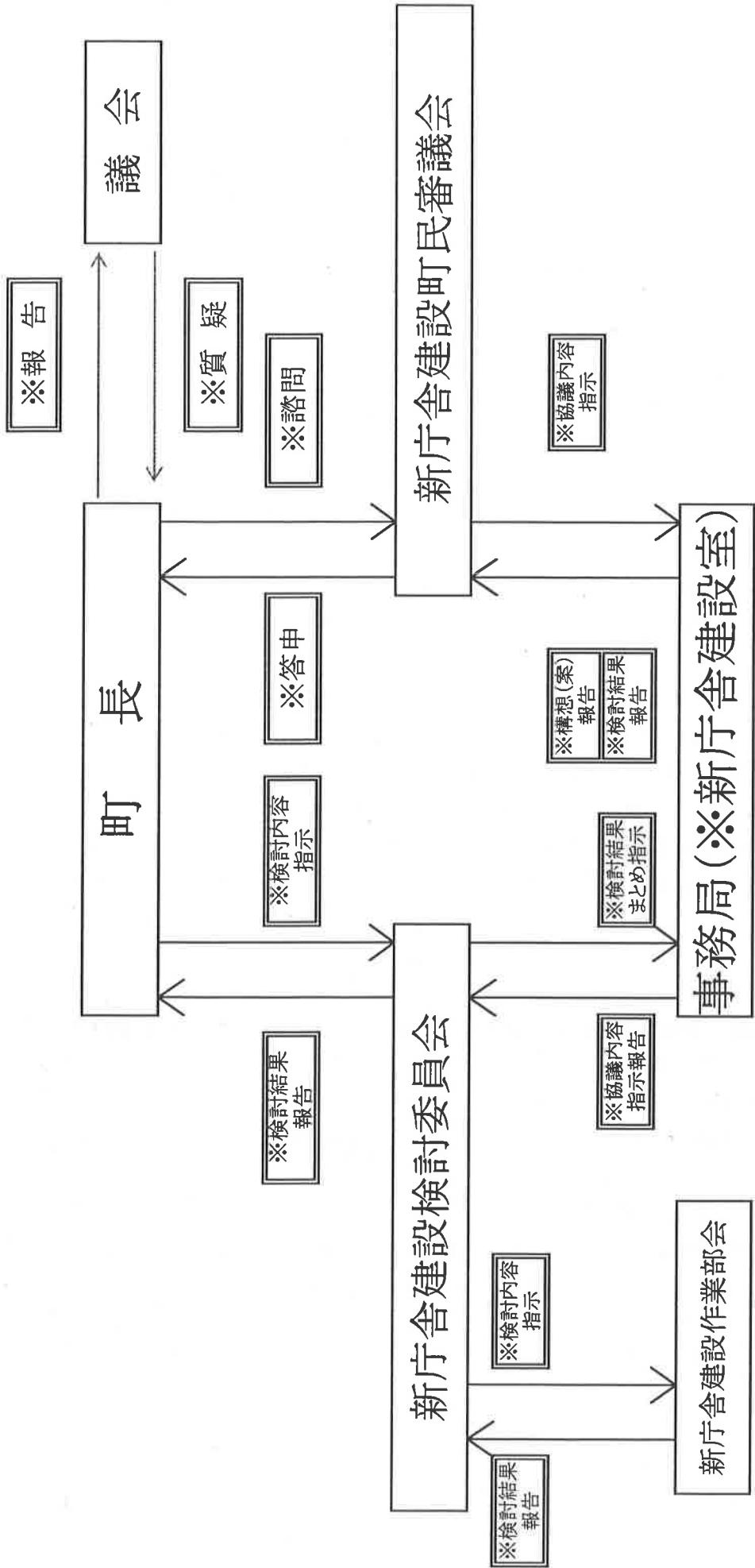


○居住地区



門川小学校校区：南町1～2区、南ヶ丘、上町、本町、東栄町、西栄町、宮ヶ原、竹名、旭町、尾末東、後向、中尾、下納屋、上納屋1～3
 五十鈴小学校校区：小松、大丸、小園、城屋敷、中山、五十鈴、栄ヶ丘、平城東、梅の木、平城西、城ヶ丘
 草川小学校校区：中村、加草1～5区、庵川西、庵川東、須賀崎、牧山、谷の山
 西門川小学校校区：松瀬、三ヶ瀬、上井野、大内原

新庁舎建設に係る組織体制図



門川町新庁舎建設町民審議会設置要綱

平成 29 年門川町告示第 27 号

(設置)

第1条 門川町新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設を検討するに当たり、町民の意見及び提案を反映させるため、門川町新庁舎建設町民審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 新庁舎建設の基本構想に関すること
- (2) 新庁舎建設の基本計画に関すること
- (3) その他新庁舎建設に関すること

(組織)

第3条 審議会は、委員 21 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内の各種団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了するまでの日までの期間とする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。ただし、最初に招集される会議は、町長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会長は、会議において必要があると認めたときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、新庁舎建設室において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

門川町新庁舎建設町民審議会委員名簿

区分	No.	団体名等	役職	氏名	備考
議会	1	門川町議会	副議長	森川 春夫	
	2	門川町議会（総務財政常任委員会）	常任委員長	黒木 裕	
町民代表	3	西門川地区	町民代表	本田 正伸	
	4	草川・庵川地区	町民代表	染田 麻弓子	
	5	尾末地区	町民代表	松下 辰男	
	6	門川地区	町民代表	姫野 淑子	
地域	7	地区会長・自治公民館連合会	会長	猪倉 照央	
	8	婦人団体連絡協議会	会長	黒木 洋子	
子育て教育	9	P T A協議会	会長	前田 博幸	
	10	門川町保育協議会	会長	亀長 俊裕	
健康・福祉・防災	11	済生会 日向病院	事務局長	三樹 修一	
	12	社会福祉協議会	事務局長	山室 英樹	
	13	障がい者連絡協議会	会長	小澤 喬賀穂	
	14	高齢者クラブ連合会	会長	津隈 ミサオ	
	15	消防団	団長	江川 武光	
	16	宮崎県防災土ネットワーク日向・東臼杵支部	門川地区長	山本 加津子	
産業	17	門川町商工会	会長	安田 厚生	
	18	庵川漁業協同組合	参事	須田 智	
	19	日向農業協同組合	支店長	岩切 幹夫	
	20	耳川広域森林組合	支所長	新名 弘典	
	21	門川町水産加工業協同組合	理事	姫野 克彦	

門川町新庁舎建設検討委員会設置規程

平成 29 年門川町告示第 26 号

(設置)

第1条 門川町新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、門川町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新庁舎建設の基本構想に関すること
- (2) 新庁舎建設の基本計画に関すること
- (3) その他新庁舎建設に関すること

(組織)

第3条 委員会は、副町長、教育長、総務課長、財政課長・新庁舎建設室長、まちづくり推進課長、税務課長、町民課長、福祉課長、農林水産課長、建設課長、会計課長、環境水道課長、教育総務課長、社会教育課長、議会事務局長、平城保育所長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、会議において必要があると認めたときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会に提案する必要な事項について調査・検討するため、作業部会を置く。

(任期)

第7条 委員の任期は、新庁舎が建設されるまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、新庁舎建設室において処理する。

(報告)

第9条 委員会は、第2条に規定する事項の検討結果を町長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(第3条) 平成29年度 門川町新庁舎建設検討委員会名簿

平成29年4月1日現在

	職名	氏名	備考
委員長	副町長	金丸 隆康	
副委員長	教育長	新原 とも子	
委員	総務課長	請関 史朗	
委員	まちづくり推進課長	岩田 一男	
委員	財政課長	小野 俊洋	新庁舎建設室長兼務
委員	税務課長	寺原 浩二	
委員	町民課長	川辺 一孔	
委員	福祉課長	橋口 聰	
委員	農林水産課長	安田 正光	
委員	建設課長	久米 佳郎	
委員	会計課長	黒木 和浩	
委員	環境水道課長	波岡 慎太郎	
委員	教育総務課長	吉本 政文	
委員	社会教育課長	和田 尚	
委員	議会事務局長	甲斐 正修	
委員	平城保育所長	中川 英子	

(第6条) 門川町新庁舎建設検討作業部会員

平成29年4月1日現在

所属課	氏名	備考
総務課	永田 孝一	防災関係
財政課	黒木 一真	契約関係
まちづくり推進課	塩崎 辰哉	契約関係
町民課	内田 雄介	契約関係
建設課	園田 英人	建設関係
建設課	鈴木 和浩	設計関係

門川町新庁舎建設基本構想策定経過

年　月　日	事　項
平成 29年 1月 19日	庁舎内プロジェクトチーム基本構想(素案)第1回検討会
2月 10日	庁舎内プロジェクトチーム基本構想(素案)第2回検討会
2月 15日	庁舎内プロジェクトチーム基本構想(素案)第3回検討会
3月 2日	庁舎内プロジェクトチーム基本構想(素案)第4回検討会
3月 8日	庁舎内プロジェクトチーム基本構想(素案)第5回検討会
3月 24日	基本構想(素案報告)
4月 7日～ 4月 21日	新庁舎建設に関する町民アンケート調査実施
4月 10日	第1回門川町新庁舎建設検討委員会
4月 11日	門川町新庁舎建設第1回作業部会
4月 20日	第1回門川町新庁舎建設町民審議会
4月 24日	第2回門川町新庁舎建設検討委員会
4月 27日	門川町新庁舎建設第2回作業部会
5月 2日	町議会へ基本構想(素案)提出
5月 11日	第3回門川町新庁舎建設検討委員会
5月 16日	第2回門川町新庁舎建設町民審議会
5月 17日	町議会へのアンケート調査結果報告
5月 22日	第4回門川町新庁舎建設検討委員会
5月 31日	門川町新庁舎建設第3回作業部会
6月 1日	新庁舎建設に関する町民アンケート調査結果報告(町広報誌)
6月 15日	第5回門川町新庁舎建設検討委員会
6月 20日	第3回門川町新庁舎建設町民審議会
6月 23日	第6回門川町新庁舎建設検討委員会
	新庁舎建設に関する住民説明会実施
6月 26日	・西門川中学校体育館
6月 27日	・五十鈴小学校体育館
6月 28日	・草川小学校体育館
6月 29日	・門川中学校体育館
6月 30日	・門川小学校体育館
7月 3日～ 7月 14日	パブリックコメント実施
7月 4日	第7回門川町新庁舎建設検討委員会
7月 19日	第4回門川町新庁舎建設町民審議会
7月 21日	第8回門川町新庁舎建設検討委員会
7月 24日	基本構想決定

門川町新庁舎建設基本構想

平成29年7月

発行 宮崎県門川町

編集 新庁舎建設室

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1番地

TEL 0982-63-1140 FAX 0982-63-1356